第 17 回 共同実施事業管理委員会議事要旨

日時:令和2年5月20日(水)持ち回り

1 議題

- (1) 共同実施事業管理委員会委員の変更について
- (2) 東京都作業部会委員の変更について
- (3) 令和元年度の共同実施事業について

2 議事経過

- (1) 共同実施事業管理委員会委員の変更について 上記議題について、委員から意見等はなし。
- (2) 東京都作業部会委員の変更について

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・東京都作業部会の委員として、東京都の関口部長が追加されているが、どのような観点で委員 を追加することになったのか、その趣旨を確認させていただきたい。
 - ⇒ 組織委員会が共同実施事業により取得した財産について、大会終了後、適切かつ速やかに財産処分を図れるよう、案件の審議内容・調達方法等を確認していく必要がある。このため、2020 大会の持続可能性を所管する都の担当部長を東京都作業部会委員として追加するもの。
- (3) 令和元年度の共同実施事業について

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

・令和元年度の共同実施事業は、年度途中で予算の減額補正を行っているものの、執行率が低い とのことである。全体及びそれぞれの区分ごとに、執行率と、その低い理由について、説明をお 願いしたい。

 \Rightarrow

【全体】執行率 75.5%

契約書において請求することが出来るとされている前払金の支払いについて、請求が無かった案件や支出年度の先送りが発生した案件があったこと等により、上記の執行率となった。このように、契約締結や事業は進捗しているものの、支出時期が翌年度になったものが多くなっている。各項目についての執行率と不用額の主な理由は次のとおり。

【仮設等】執行率 75.2%

- ・仮設オーバーレイ整備に係る設計・施工の委託業務において、施工業者との協議により工期 見直しを行ったことに伴い、支出年度が先送りとなったため。
- ・施工業者と協議した結果、前払金支払いが不要となり翌年度以降の支払いに変更となったため。

【エネルギー】執行率 87.5%

・競技会場に係る電力事業者への工事費負担金について、電力事業者への支払いが後ろ倒しと なり、支出年度の見直しを行ったもの。

【テクノロジー】執行率 63.1%

・大会関係者向け LAN 設備について、精査等に時間を要し、今年度中に設計が完了しない見 込みの会場について、支出年度の見直しを行ったもの。

【輸送】執行率 19.1%

・デポ施設等整備工事について、中間払の支出時期が変更となったため。

【輸送(大会開催経費)】

・当初見込みどおりの執行等により、不用額なしとなっている。

【セキュリティ】

・概ね、当初見込みどおりの執行となっている。

【セキュリティ(大会開催経費)】

・概ね、当初見込みどおりの執行となっている。

【オペレーション等】執行率 31.6%

- ・競技用備品について、IF との仕様調整等に時間を要したため、契約時に支出時期(年度)の 見直しを行ったもの。
- ・大会準備運営に係る出版物等制作について、支出時期(年度)の見直しを行ったもの。
- ・第 16 回共同実施事業管理委員会において説明のあった不用額の繰越についてはどうなったのか。
 - ⇒ 当初、令和2年度に大会本番を迎える中、令和元年度に予算執行が終わらず、令和2年度の 執行となる事業が生じた場合においても、大会の準備に支障を来すことのないよう、年度内 に支出を終わらない見込みがある事業について、予算の繰越を行って対応する予定であった。 大会開催が延期となったことに伴い、令和2年度に執行することを見込んでいた契約の取 扱に関する調整を行っていく必要が生じ、その執行時期を見込むことができないため、繰越 を行わないこととした。

- ・今回、競技馬輸送に係る海外輸送業者との業務委託契約と伊豆ベロドローム・伊豆マウンテンバイク会場整備工事実施設計業務委託について、会計検査院からの意見を踏まえて、負担金を返還するとのことである。対象経費に係る判断が的確に行われるよう、引き続きしっかりと対応いただきたい。
 - ⇒ 真摯に受け止め、引き続き適切に対応してまいりたい。
- ・会場変更に伴う競歩経費の約2億円及び、令和元年度分の約5億円については、V4予算の際 に東京都から組織委員会に移し替えた30億円の内数という理解でよいか。
 - ⇒お見込みのとおり。
- ・パートナー供給については、今回新しく契約金額を開示できることになった企業はあるか。また、共同実施事業の契約一覧において、新たに、令和元年度に公費が充当された契約一覧が示された。パートナー供給契約については、守秘義務が課されている中で、組織委員会において、契約金額の公表について個別調整をしていただいていることと思うが、現在も、契約者及びIOCと調整中のものがある。調整の状況について、説明をお願いしたい。
 - ⇒ 2020 年 3 月 30 日開催の第 16 回管理委員会以降、この情勢下で残りのパートナー社と協議 に入れておらず、残念ながら新しく開示に至った企業はない。今後、引き続き、パートナー 社と公表に向けて、調整を行っていく。
- ・共同実施事業の契約一覧における脚注※5で、「セキュリティに関するものや補償等に関するものなど、公表をすることにより大会運営に支障をきたす可能性のある契約 13 件 378,687,516 円は、現在のところ非公表とする」とあるが、どのような契約先のどのような案件について、また、それぞれどのような理由で、支障をきたすのか。
 - ⇒ セキュリティに関する契約件名、契約先、契約額が公表されると、機器設置の規模が推定できる可能性があり、大会で使用するセキュリティ機器が特定されるなど、大会の安全を脅かすことになるためとして1件、また、補償関係の契約は、契約先がわかることで、相手先、他の権利者への影響があり、今後の交渉に支障をきたす可能性があるためとして12件を非公表としている。

全体として、大会の円滑な運営に支障をきたすという理由で非公表としていることから、 大会後については、契約者と調整し、できる限りの情報の公開に努めるものとする。

- ・例年であれば、当該年度の執行計画を5月の共同実施事業管理委員会において確認していたが、 今回の議事に「令和2年度の共同実施事業について」がないのはなぜか。
 - ⇒ 令和 2 年度については、大会延期に伴う計画見直しにより、執行予定が明らかになっていないことから、当面は申請を見送ることとしたもの。